

質問への回答
(広島県立美術館・縮景園)

【環境県民局文化芸術課】

(令和8年8月17日～令和8年8月21日受付分)

	項目	質問内容	回 答
1	募集要項 6 申請の際に 提出する書類 の内容	・添付資料に代表印の押印が必要な 物は様式6号・様式7号・様式9号の みとの理解でよろしいでしょうか？	・押印が必要な書類は、様式6号のみで す。様式7号及び9号への押印は不要で す。
2	募集要項 6 申請の際に 提出する書類 の内容	・収支計画表に記載する2年目以降の 管理費用は3%以上の変動を織り込 んだ金額でも良いのでしょうか？	・物価変動をどの程度見込むかについ ては、申請者においてご判断ください。
3	別紙2 リスク分担表 注4	・物価変動の指標値が前回改定時よ り3%以上変動した場合の管理費用 を改定する場合の改定対象は指定管 理料全体が対象となるとの理解でよ ろしいでしょうか？そうでなければ 改定の対象となる項目をご教示くだ さい。	・指定管理料全体が対象となります。
4	別紙2 リスク分担表 注4	・管理費用を改定する場合の改定対 象金額は年度ごとの提案金額又は前 年の実績金額のどちらになるのとし ょうか？ また、具体的に令和10年分を改定す る場合の物価変動の指標は令和8年7 月～令和9年の指標の平均値を令和9 年の8月末日までに県に数値を報告 し確認頂いた後に、令和10年の4月 より改定後の指定管理料となるとい う理解でよろしいでしょうか？	・改定率は指定期間最終年度まで適用 されるため、前年度の実績金額になりま す。 令和10年度分を改定する場合について は、令和7年7月～令和8年6月の平均 値と、令和8年7月～令和9年6月の平 均値を比較し、3%以上の変動があるか を指定管理者で確認後、県に通知して いただきます。数値を県で確認し、3% 以上の変動がある場合は、令和10年4月 から改定後の指定管理料を適用します。 変動が3%未満の場合は令和9年度の 指定管理料を適用します。
5	指定管理業務 仕様書（共通） (1) 業務の概 要	・基本的な事項の項目に「名札を必ず 着用」とありますが、昨今の社会情勢 を鑑みても、名字の表記が必要でしょ うか？	・フルネーム表記は不要ですが、県の取 り扱いに準じ、現時点では名字の表記が 必要です。
6	指定管理業務 仕様書（共通） (4) 公金の取 り扱いに關す ること	・キャッシュレス及びOTAで購入され た入館（園）に係る手数料は指定管理 者が負担するのでしょうか？	・手数料は県で負担します。

7	指定管理業務仕様書（共通） （5）危機管理	・縮景園が緊急避難場所に指定されていますが、避難場所として備品は指定管理者負担で揃える必要があるのでしょうか？あるとしたら、どのくらいの物量が必要でしょうか？	・指定管理者の負担により新たに備品を備えていただく必要はありません。
8	指定管理業務仕様書（共通） （11）売店、ミュージアムショップ運営に関すること	・独自のミュージアムグッズ開発に必要な経費は指定管理料に含むとありますが、年間どのくらいの金額を積算されていますでしょうか？	・独自グッズの開発費について、個別の経費としては積算していません。ミュージアムショップ全体の運営費（又は事務局費）として、過去の実績等を踏まえて積算しております。なお、積算額の詳細はお示しできません。
9	仕様書共通事項 （4）公金の取扱いに関すること	・一部 OTA サイトなどでは、条例で設定されている以上の金額で入園券が販売されているが、乙も同様に入園券の販売額を設定することは可能でしょうか。 可能の場合、販売額と条例で設定されている金額との差額を乙の収入とすることは可能でしょうか。	・条例で定める入園料を超える額で、入園券を販売することはできません。ただし、入園券と他のサービスを組み合わせた商品について、指定管理者が、自主事業として価格を設定し、販売することは可能です（例：入園券と体験サービスのセット券など）。この場合、条例で定める入園料を県の収入とし、それ以外の部分は自主事業の収入として取り扱うことができます。なお、自主事業に係る OTA 等の手数料は、指定管理者の負担となります。また、新たな自主事業の実施に当たっては、事前に県と協議してください。
10	縮景園業務仕様書 （6）伝統文化行事等の実施及び伝統文化に関する学習活動の支援に関すること	・菊花展について搬入、搬出・返却方法に指定はあるのか？ ・出品者への謝金は何のくらいの金額を積算されていますでしょうか？ 金額は乙との協議などなく、甲の独断で決定するのでしょうか？	・菊花展の搬入、搬出・返却方法については別紙をご参照ください。なお、実施に当たっては、指定管理者の判断により、状況に応じて柔軟に対応していただいて差し支えありません。 ・菊花展の謝金について、個別の金額は積算していません。菊花展全体の運営費として、過去の実績等を踏まえて積算しております。なお、積算額の詳細はお示しできません。金額については指定管理者で決定してください。
11	縮景園業務仕様書 （7）広報に関すること	・リーフレットの内容について、更新の必要が生じた際、更新したものを随時作成するのでしょうか。 例：入園料の変更があった場合など	・リーフレットの作成は県が行うため、指定管理者に更新版を作成していただく必要はありません。ただし、旧版の在庫が多く残っている場合など、廃棄を避けるため、訂正シールの貼付等による対応について、指定管理者に協力をお願いする場合があります。

12	仕様書共通事項 別紙 6 広島県縮景園及び広島県立美術館受付等業務仕様書 (6)勤務体制管理業務の「カ業務日報、入園者統計集計表の作成、提出」	・業務日報や集計表等はパソコンで作成は可能ですか。また、提出は電子メールで提出することは可能ですか。	・パソコンで作成し、電子メールで提出することは可能です。
----	--	---	-------------------------------------